

旧佐伯豊南高校跡地
屋外空間トリアル実施要領



佐伯市都市計画課

1 事業の目的

佐伯市では、佐伯市鶴岡町にある旧佐伯豊南高校跡地の有効活用策を探るべく社会実験プロジェクトに取り組んでいます。

今後、更なる人口減少・少子高齢化等による社会情勢の変化と市民ニーズの多様化が進行する中、この場所が地域や佐伯市の振興、価値創出に繋がる活用を目指すため、民間事業者（個人・団体・企業）のみなさまに実験的に利用していただくことで、実証に基づく効果的な利活用方針の検討を行うことを目的としています。自由度で幅広い視点での利用提案をお待ちしております。

また、本企画では屋内空間（旧校舎）は実験利用の対象とはしておりませんが、屋内空間にかかる活用アイデアの提案も受け付けております。

2 対象施設の概要

| | |
|--------|----------------------------------|
| 施設名称 | 旧佐伯豊南高校跡地（屋外空間） |
| 所在地 | 佐伯市鶴岡町二丁目 1794 番 3 |
| 面積 | 約 3,000 m ² （38m×78m） |
| 駐車スペース | 30 台程度 |
| 設備 | （電気） 無 ・ （水道） 屋外水栓有 |
| 隣接施設 | 柘形区・藤原区集会所、佐伯サテライトオフィス |



（付近見取図）



(敷地平面図)



(令和5年10月の現地の様子)

3 実験活用までの流れ

| | | |
|---|----------------------------|--|
| 1 | 事前相談（希望者） | 希望者を対象として市と調整の上、随時実施。 |
| 2 | 実験利用受付 | 実験利用を希望する民間事業者から提案を受付。応募方法の項目に示す書面を提出してください。 |
| 3 | 利用許可 | 提案内容を市で審査して、利用許可を出します。 |
| 4 | 実験利用 | 民間事業者が、許可内容に応じた実験利用の実施。利用期間は、原則 1～3 日程度の短期とします。各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。 |
| 5 | モニタリング・ヒアリング (実績報告書の提出) | 実験利用中及び終了後等に市が実施します。終了後は実績報告書を作成し、提出してください。 |

4 利用者要件

実験利用者は、主体的に事業を実施する意向のある民間事業者、NPO 法人、個人事業主、その他団体又はそれらで構成されるグループ（複数の企業・団体等の共同体）とします。グループで提案する場合は、申込時に構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、本実験活用に参加できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 申込書提出時点で、佐伯市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱及び佐伯市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱に基づく指名停止措置を受けている者
- (3) 会社更生法第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- (4) 市税を滞納している者
- (5) 佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

5 提案要件

利用希望者は、以下を踏まえた提案を行うこととしてください。

(1) 提案内容

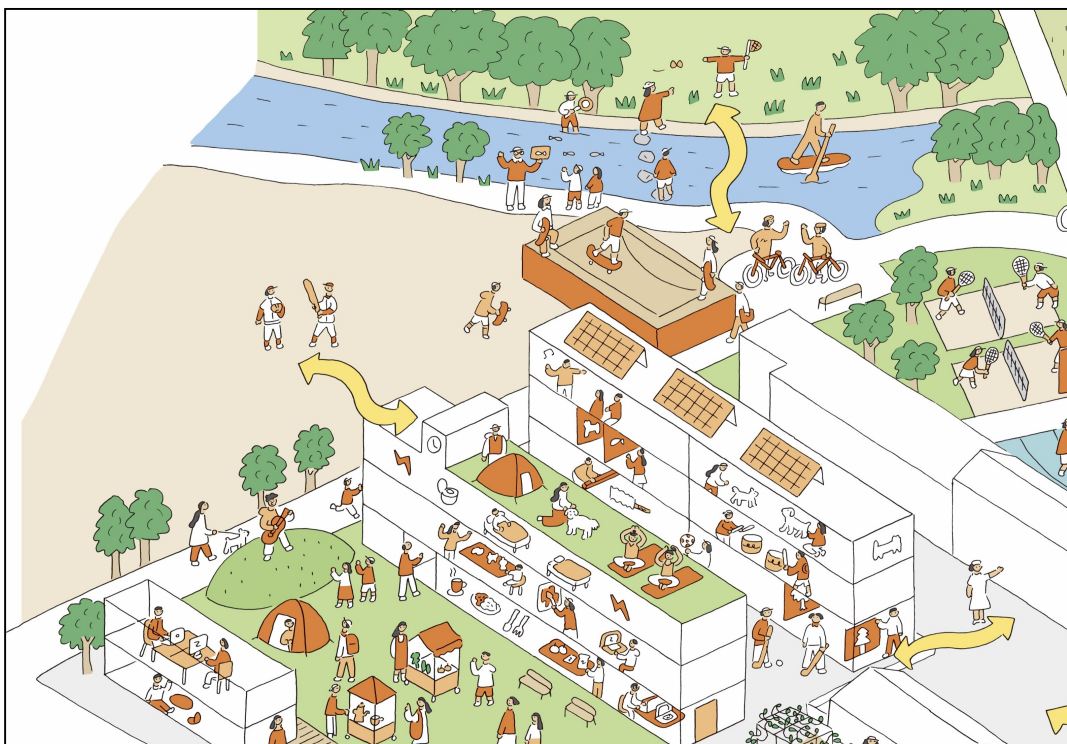
- ① 社会実験の趣旨を理解し、地域振興や関係人口創出又は地域課題の解決に繋がるような利用内容であること。
 - ② 市の財政負担を求めずに確実に実施できる利用内容であること。
- ※商用的な利用も可能です。

(2) 提案対象外となるもの

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- ① 政治的又は宗教的な活動
- ② 青少年等に有害な影響を与える物販又はサービス提供活動
- ③ 騒音、異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される活動
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ⑤ その他、本社会実験事業の趣旨に該当しないと判断する行為

(将来構想イラスト)



(注：図に示す整備や活用を確約するものではありません。)

6 実施要件

(1) 期間

実施期間：令和5年11月20日（月）から令和6年2月18日（日）まで

利用期間：1日～3日程度の利用を基本とします。半日などの利用も可能です。

※週単位等での利用を希望される方は、個別にご相談ください。

※時間帯については、個別にご相談ください。

(2) 費用負担

実験的な取組であるため、施設使用料は基本無料とします。

事業実施に係る費用は、利用希望者の負担となります。

また、利用に際して発生したゴミ回収処理等についても、提案者の負担にて処理をお願いします。

7 留意事項

(1) 責任及びリスク分担の考え方

実験利用者が実施する事業については、利用者が責任を持って遂行してください。

当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として利用者が負うものとします。

(2) 許可証等の携行

実験利用者は、市から示された条件のとおり本施設を利用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、利用期間中は、許可証を携行してください。

(3) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反する等、本実験事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、利用を中止することがあります。

(4) 実験利用状況の公表

市ホームページ等で、実験利用の内容を紹介させていただく予定としています。

(5) その他

① 実験利用の実施に当たっては、担当課である都市計画課と十分協議の上、行うこととしてください。

② 各種イベント等が重なった場合や予約状況によっては、日時や場所の調整を依頼することがあります。

③ 実験利用後は、原形復旧を行ってください。

8 応募方法

(1) 実験利用希望者

① 提出書類

ア 利用申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

② 申込受付期間

令和5年11月20日（月）から令和6年2月2日（金）まで

③ 資料提出方法

書類の提出は、持参、メール又は郵送にて受け付けます。

メール提出の場合には、以下の件名を入力して送信してください。

「件名：【利用申込】旧佐伯豊南高校跡地屋外空間トライアル申込者（個人・団体・企業名）」

(2) 屋内空間（旧校舎）の提案希望者

① 提出書類

提案内容が分かる説明資料（自由様式）

② 提案受付期間

令和5年11月20日（月）から令和6年2月18日（日）まで

③ 資料提出方法

書類の提出は、持参、メール又は郵送にて受け付けます。

メール提出の場合には、以下の件名を入力して送信してください。

「件名：【提案申込】旧佐伯豊南高校跡地屋外空間トライアル申込者（個人・団体・企業名）」

9 モニタリング及びヒアリング

利用期間中、市が実施するモニタリング調査に、提案者は協力することに加え、実験利用期間終了後、提案者は利用実績をまとめた実績報告書（様式第4号）を利用終了後2週間以内に提出し、必要に応じて市のヒアリングに応じることを実験利用の条件とします。

10 申込先・お問合せ先

佐伯市建設部都市計画課計画・区画整理係（担当：大江、河野、武田）

住所：〒876-8585 大分県佐伯市中村南町1番1号（本庁舎4階 73番窓口）

TEL : 0972-22-3114 FAX : 0972-24-2615

メール : keukaku-kukaku@city.saiki.lg.jp